

## 二次検査に対する補助金について（令和 8 年度）

赤字：令和 8 年度変更

### ■補助の対象

#### ◇対象者

- ・年度内 35 歳以上の被保険者・被扶養者で、健康診断を契約または一般健康診断機関で受診した者
- ・健康診断の検査結果が「二次検査費用補助の対象者基準表 35～39 歳対象」「二次検査費用補助の対象者基準表 40 歳以上対象」に該当する者
- ・該当検査項目で治療中でない者
- ・胃部内視鏡検査と同時に、生体検査（バイオプシー）を行った者

#### ◇補助対象となる項目

- ・35 歳～39 歳は当組合の一般健診項目、40 歳以上は当組合の生活習慣病予防健診項目に対する二次検査が補助の対象。ただし、身体計測、眼科、聴力、尿糖・尿蛋白以外の尿検査（尿沈渣・尿潜血・ウロビリノーゲン）、子宮頸がん検診、乳がん検診、オプション検査、喀痰検査に対する二次検査は補助の対象外。（詳細は「二次検査費用補助の対象者基準表 35～39 歳対象」「二次検査費用補助の対象者基準表 40 歳以上対象」に記載）

#### ◇補助対象となる費用

- ・再検査、精密検査の費用
- ・「二次検査費用補助の対象者基準表 35～39 歳対象」「二次検査費用補助の対象者基準表 40 歳以上対象」における検査項目「血圧検査」「糖尿病」「脂質」に関しては健康診断受診後の医療機関での受診で、初回受診日の費用  
（処方された薬代は補助の対象外）
- ・胃部内視鏡検査時の生体検査（バイオプシー）費用

#### ◇補助対象となる事例

- ・以前治療した項目が治癒後に再度再検査となった場合の二次検査
- ・大腸カメラ検査等を受診する場合の間診（診察）や前検査  
（入院費や検査実施時に行われるポリプ切除等は対象外。また、切除後の病理組織検査も対象外。）  
（大腸カメラ検査時の手術（ポリプ切除術等）での一部注射液等の点数を領収書明細等で当組合が確認できた場合は、その点数分を補助対象とします）

#### ◇補助対象外の検査費用等

- ・前年度に二次検査費用の補助を受けた項目と同じ項目に対する当年度の検査費用（但し、「血圧検査」「糖尿病」「脂質」については、前年度に二次検査費用補助を受けていても、服薬中でなければ補助対象）
- ・前年度に生体検査（バイオプシー）を含む胃の二次検査費用の補助を受けた者が、当年度の健康診断で胃部内視鏡検査と同時に受けた生体検査（バイオプシー）費用
- ・治療を前提としている検査
- ・入院を伴う検査

- ・救急搬送され受けた検査
- ・治療中（経過観察含む）の臓器・器官の検査（治療中の病名と健診で疑われた病名が違った場合でも、両者が同じ臓器・器官であれば対象外）
- ・健康診断を受けた機関で指示のない検査等、健康診断の検査と関連しないもの
- ・保険診療（点数）でないもの

#### ◇補助対象外となる事例

- ・三次以上の検査
- ・健康診断を受診した健康診断機関の指示でない場合で受診した検査
- ・身体計測、眼科、聴力、尿糖・尿蛋白以外の尿検査（尿沈渣・尿潜血・ウロビリノーゲン）、子宮頸がん検診、乳がん検診、オプション検査、喀痰検査に対する二次検査
- ・再検査となった項目と同時にいった再検査の指示のない項目の二次検査
- ・治療処置
- ・検査時の手術料や術後病理組織検査料
- ・検査のための投薬以外の投薬（治療のための投薬）
- ・治療中の項目についての二次検査
- ・通院中の項目についての二次検査（定期的に通院し、経過観察中の項目含む）
- ・通院中で定期的に受けている検査に含まれている検査と同じ検査
- ・治療の過程で行われる治療前の精密検査
- ・「血圧検査」「糖尿病」「脂質」の3項目の2回目以降の診療・検査
- ・健康診断受診後、相当期間経過した後の二次検査  
（医師の指示に従って、速やかに二次検査を受診してください。健康診断受診日より6か月以上経過後に受けた二次検査は、原則補助対象外とします。）
- ・紹介状料は対象外。また、紹介状を持参せず受診した場合に必要な特定療養費、文書料、診断書料等。
- ・保険診療（点数）で認められていない材料等（検査食、検査パンツなど）。
- ・二次検査のセカンドオピニオン
- ・その他、当組合が補助対象に不適ないと判断した場合は補助対象外とします。予めご了承ください。

#### ■二次検査補助金の申請方法

「二次検査 補助金申請書 35～39歳用」または「二次検査 補助金申請書 40歳以上用」に健康診断結果（氏名と二次検査指示と該当検査項目が分かる箇所の部分コピー（縮小サイズ可）で結構です。）を添付のうえ、二次検査項目や検査日が複数あった場合でも、1人1回にまとめて、事業所のご担当部署経由で申請を行ってください。二次検査終了後でも申請可能です。当組合で審査の結果、補助対象外になる場合もあります。

#### ■二次検査補助金の精算方法

医療機関で二次検査を受け、いったん窓口で費用を支払い、「二次検査・補助金請求書」に領収証と診療明細書（コピー可）・検査結果（コピー可）を添付し、後日事業所経由で組合あてに申請して下さい。検査結果の添付は必須ではありません。検査結果等の文書料がかかった場合は、文書料は補助対象外となります。

#### ■二次検査補助金 限度額

項目別補助上限額は「二次検査費用補助の対象者基準表 35～39歳対象」「二次検査費用補助の対象者基準表 40歳以上対象」の項目別補助上限額、1人当たりの年間上限補助限度額は15,000円です。いずれもこの上限額を超える場合、超える部分の金額は自己負担となります。

ただし次の場合、併用補助はありません。

- ・ 肝機能・膵機能・腎機能の二次検査と超音波検査の二次検査  
→超音波検査の二次検査補助上限額 6,000 円が補助上限額
- ・ 血圧測定 of 二次検査と循環器の二次検査  
→循環器の二次検査補助上限額 3,000 円が補助上限額
- ・ 医師診察の二次検査と他の二次検査  
→他の二次検査補助上限額が補助上限額  
(例：医師診察の二次検査と循環器の二次検査の場合は、循環器の二次検査補助 3,000 円が上限額となる)

(例)

二次検査項目	窓口で支払った二次検査費用 (保険診療)	項目別補助上限額
呼吸器	5,200 円	5,000 円→A
超音波検査	6,500 円	6,000 円→B
肝機能	3,100 円	2,500 円→C
便	4,500 円→D	5,000 円
合計	19,300 円	18,500 円

A + B + D = 15,500 円

(C は対象外)

↓

15,000 円を補助

補助の対象とならない場合でも、医師の指示に従い、通常の保険診療（窓口負担あり）で病気の治療を必ず行っていただけますようお願いいたします。